

## 令和6年度 南アルプス学会研究助成 募集要項

### 1 目的

南アルプスはユネスコエコパークに登録されており、その自然や歴史、文化は世界の宝です。しかし、近年、公的な研究支援の在り方の変化等から、当地をフィールドとする研究の持続発展がますます困難となり、南アルプスをより良い形で未来につなげていくために必要な最新の知見の蓄積が進んでいません。この課題を克服するため、南アルプス学会（以下、「本会」という。）では、南アルプスを対象とする多様で持続的な研究活動を支援し、やがてひとつの体系をもつ「南アルプス学」の構築に寄与されることを願って、下記諸項目に添う研究を募集します。

### 2 対象となる研究

主として静岡県内の南アルプス地域において実施する研究で、自然科学、人文・社会科学等の分野を問わず、南アルプス学の構築に寄与する研究を対象とします。

### 3 応募資格

以下の①～③のいずれかに該当する方又はグループ。応募テーマの分野についての研究実績があることが望ましいです。年齢については問いません。

なお、②に該当する方は、当該研究について推薦いただける方（指導教員など）を一名挙げてください。

- ① 教育機関・研究機関等に所属する教員又は研究員
- ② 大学・大学院に在籍する学生
- ③ その他、「南アルプス学」の探究に意欲・関心のある方

### 4 助成金額

1件50万円以内とし、助成対象経費を全額助成します。ただし、静岡県の予算額により、応募後に助成額を変更することがあります。

### 5 助成金支給方法

原則、成果報告書の提出後、請求書に基づきお支払いします。ただし、本会が必要と認める場合は、交付決定額の70%を上限に前払いします。なお、前払いを受けた場合、研究終了後の余剰金は遅滞なく返却いただきます。

### 6 助成対象研究期間

原則1年以内とします(最大3年までは可能としますが、1年ごとに審査を必要とします。)。なお、助成対象研究期間は交付決定（5月予定）から同年度の2月末までとします。

### 7 助成対象経費

以下の①～⑧に該当するものを対象とし、研究終了後に会計報告書を提出していただきます。

- ①直接研究で使用する消耗品費・備品費<sup>※3</sup>（実験器具、調査用具、資料など）
- ②使用料・賃借料（会場の借上げ料、レンタカー料金、保険、コピー代、データベース利用料など）
- ③印刷製本費（報告書やポスター等の作成費）
- ④通信運搬費（切手代、郵便・宅配便料金など）
- ⑤謝金・謝礼（研究の協力者や情報提供者に対する金品など）
- ⑥旅費交通費（外部人員の宿泊費、燃料費<sup>※4</sup>、高速料金も可）（学会大会やシンポジウム等に参加するための旅費や参加費は対象とするが、年会費は不可）
- ⑦委託費（分析費等、本会が認めたものに限る）
- ⑧その他（委任経理に係る間接経費など）

※1 所属機関への委任経理とする場合、研究途中での助成金使用者の変更は認めません。

※2 使途を証明するために、研究の実施にあたって金銭を支払う場合は、必ずレシート又は領収書の收受を行ってください。レシート等の收受が困難な場合は、次の書類をもって替えることができます。

- ①振込票の控え（支出の根拠と合わせて提出）
- ②乗車券・航空券（日付、金額の記載されたもの）
- ③その他（日付、内訳及び金額が明確にできるもの）

※3 汎用性の高いものは対象として認められない可能性がありますので、本会事務局までお問い合わせください。

※4 車による移動の際の精算は移動区間を明記の上、18円/km×移動距離で算出してください。

## 8 応募方法

南アルプス学会研究助成申請書（様式第1号）及び研究概要（A4版2頁以内・様式自由）をメール又は郵送にて下記宛にお送りください。

〒422-8017 静岡県静岡市駿河区大谷5762  
南アルプス学会事務局 ふじのくに地球環境史ミュージアム 企画総務課  
TEL：054-260-7111 FAX：054-238-5870  
E-mail：museum-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

## 9 応募締切

令和6年3月29日（金）（必着）

## 10 選考方法・結果通知

本会運営委員会において審査・選考します。原則、書類選考としますが、必要に応じて、本会運営委員会において内容説明をしていただく場合があります。

合否にかかわらず、選考結果を令和6年5月までに申請者全員に書面で通知します。

## 11 助成金（補助金）の交付決定までの手続き

選考の結果、助成の採択通知を受けた方は、静岡県の南アルプス学研究事業費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」とする。）に規定する補助金の交付対象となります。補助金交付要綱に規定する必要書類を提出いただいた後、静岡県から、補助金交付要綱に基づき、交付決定通知が送付されます。

## 12 成果報告と活用

補助金の交付を受けた方は、研究終了後、補助金交付要綱に規定する必要書類を提出していただきます。

なお、南アルプス学会が主催するシンポジウム等において、研究成果に関する発表をお願いすることがあります。また、南アルプス学の発展のため、研究成果の利用・公開を依頼することがあります。

※ 学会発表や論文投稿の際には、南アルプス学会から助成を受けた旨を明記してください。

## 13 個人情報の取扱い

申請書類に記載する事項は、助成対象者の選考等、南アルプス学会の運営に必要な範囲で、当該委員及び静岡県が取得・利用すること、また助成を受けることが決定した場合は、氏名、所属、研究テーマ等の情報が一般に公開されることを同意のうえ、応募してください。

## 14 その他の注意事項

提出いただいた助成申請書類は、返却いたしません。

代表者として応募可能な件数は一件のみとします。

当該助成の交付は、令和6年度静岡県一般会計予算の成立が条件となります。

補助金交付要綱により、助成対象経費等が一部変更される場合があります。